

第百五十四回国会

参議院総務委員会會議録第十七号

平成十四年六月十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月六日

補欠選任

宮本 岳志君

六月七日

補欠選任

市田 忠義君

市田 忠義君

宮本 岳志君

出席者は左のとおり。

委員長

田村 公平君

景山俊太郎君

世耕 弘成君

谷川 秀善君

浅尾慶一郎君

伊藤 基隆君

委員

岩城 光英君

小野 清子君

久世 公麿君

沓掛 哲男君

南野知恵子君

日出 英輔君

森元 恒雄君

山内 俊夫君

高嶋 良充君

高橋 千秋君

内藤 正光君

松井 孝治君

魚住裕一郎君

木庭健太郎君

八田ひろ子君

国務大臣

総務大臣

片山虎之助君

副大臣

総務副大臣

若松 謙維君

事務局側

常任委員会専門員

入内島 修君

政府参考人

防衛庁長官官房

柳澤 協二君

総務省行政管理

局長

松田 隆利君

総務省自治行政

局長

芳山 達郎君

総務省自治財政

局長

林 省吾君

総務省自治税務

局長

瀧野 欣彌君

財務大臣官房審

議官

石井 道遠君

文部科学大臣官

房審議官

加茂川幸夫君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田村公平君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方税法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に防衛庁長官官房長柳澤協二君、

総務省行政管理局長松田隆利君、総務省自治行政

局長芳山達郎君、総務省自治財政局長林省吾君、

総務省自治税務局長瀧野欣彌君、財務大臣官房審

議官石井道遠君及び文部科学大臣官房審議官加茂

川幸夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田村公平君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る六日に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高橋千秋君 おはようございます。民主党・新緑風会の高橋千秋でございます。四十分行いただきまして、冒頭でございさつを、ごあいさつじやない、御質問をさせていただきます。大変失礼しました。

今日は地方税法の一部改正ということで、先日の六月の七日に首相の税制改革の骨太の第二弾というところで出されまして、その中にも幾つか出ておりますけれども、それも踏まえて御質問をさせていただきます。

まだはっきりとした中身も分かりませんが、新聞等の情報でしかございませんけれども、この骨太の中身を見ましても、これまでの議論を見ましても、やはり税金のことについては、取る側の方からは一生懸命取りたい、とにかく取れるところから取りたいと、それから払う方は、とにかく余り払いたくないわけでありまして、脱税という声も当然出てまいりますけれども、いわゆる節税も含めて、なるべく払いたくないと、そのせめぎ合

いの中で来ているわけだと思えますし、この骨太の方針を見ても、どうやら取れるのかというふうな四苦八苦しながらも、取る側の論理で来ているというふうに思います。

私は、取る側にとってみれば、取るということも当然必要なんですが、どうやって使うかということも非常に重要なことだと思えます。今回のこの地方税法の改正も含めて、地方税というのは、税源移譲の話は後でさせていただきたいと思いますが、すけれども、非常に、使うということの配慮が少し欠けているのかなと。歳入の方ばかり一生懸命で、歳出については少し、節約するということ部分がどうも欠けているように国民は思っていると思えます。日本の税金というのは諸外国と比べてもそんなにめっちゃ高く高いというものではないと思うんですが、どうも日本の国民は、日本の税金は高いんだ高いんだという、そういう感想になるというのは、やはり自分たちが払っている税金がちゃんと使われているのかどうか、それが一番国民が納得できないから非常に税金が高いというふうにいるんだと思えます。

後で公共事業のことにも触れたいと思えますが、この点について、冒頭、大臣から御所見をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 今、高橋委員言われますように、いわゆる国民負担率から見ますと、アメリカと日本が一番低いんですね。ただ、それは例の借金を外しているからなんです。それを入れたら五〇ぐらいになるんですね。

そこで、税金は高いか安いかわという議論がありますが、確かに、高いか低いという一つの、国民が、皆さんが支払われた税金が適正に効率的に使われているかどうかについてのやっぱり議論があることも私は確かだと、こう思っておりますので、そのところをこれからやっぱり国も地方

団体もどういふふう国民のそういう懸念にこたえていくかということが必要じゃないかと。無駄な歳出はこれからカットしていく、できるだけ使う場合には効率的に使うと、こういうことが必要でございまして、しかもそれが透明である、国民の皆さんからよく分かったと、こういうことが必要だと、こう思います。

ただ、国も地方もこれだけもう恒久的な、歳入と歳出に開きがある、乖離がある。もう常時、国も三十兆、地方もそれに近い借金をしないと予算が組めないようなことで本当にいいのかなという気が少ししておりますので、その言わば受益と負担といいますが、サービスと負担の関係についてはもう一遍国民的議論が必要ではなからうかと、これは私は個人的に思っております。

○高橋千秋君 税金というのは本当に国のために、国民のために使うわけでありまして、これは必要なことだと思ひますし、ただ、やはり国民が納得できるように使う側とすれば使つてほしいという、そういう思いは非常に強いと思ひます。是非そのことを心掛けていただきたいなというふうに思ひますし、私たちもそういう思いでやつていかなければいけないというふうに思ひます。

冒頭に、今回のこの地方税の一部改正についての細かい点で一点だけお伺いをしたいというふうに思ひます。

今回の法人税の連結納税制度導入に伴う改正ということでありますけれども、地方税の取扱いについては従来どおり単体法人を納税単位とするというところで、これはやはり地方の側からいえば、当然そうしていただかないと地方は全然税金が入つてこないという可能性も出てまいりますから、当然必要なことだと思ひます。地方税は公益的な性格のものだというふうに思ひますから、その意味で非常に重要なことだと思ひますけれども。

確認をしておきたいんですが、地方税を連結納税から外したという理由と、もし仮に地方税も連結納税を採用した場合、どういふふう

なつていくのかということも含めて、お聞きをしたいと思ひます。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 今回の地方税法の改正に伴います連結納税についての考え方でござい

ただいま御指摘がございましたように、地方税におきましては、地域におきまして受益と負担の関係、これが非常に重要なポイントでございまして、仮に地方税におきまして連結納税制度が導入されたといえますと、一つには、地域外の法人の事業活動の結果が税収に反映されまして、受益と負担の関係が損なわれることになつてしまふ。二つ目には、地方公共団体と当該地域で活動する法人との結び付きを希薄化したしまして、地域におきます協調関係を阻害しかねないという問題があるというところでございまして。

また、技術的に申し上げても、現在、事業税、特に事業税におきましては、収入金課税と所得金課税というものがございまして、これを連結いたしました場合にどういふ形でお互いに損益通算をするのかという問題もございまして、また、幾つかの都道府県に事務所を置いている法人につきましましては、分割基準というものを構へまして各府県にこれを帰属させるということにしておりまして、この分割基準が業種によって異なつておるといふ状況にありますので、そういった面でも、異なつた業種を一つのグループとした場合にどういふ形で各県に帰属させるかという面でも、技術的になかなか難しい問題があるわけでございます。

こういったことから、この地方税につきまして、政府税制調査会の答申におきまして、「地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位とすることが適当である。」というふうになつたところでございまして、今回の改正におきまして、こういったことも踏まへまして、従来どおり単体法人を納税単位とするということにしているところでございまして。

○高橋千秋君 そのことによつて、今回、法人税

にリンクして法人住民税、法人事業税というのが異なる申告制度になるわけですね。ですから、納税する側と課税する側の事務負担というのが当然出てくると思ひますが、これについてどういふ配慮をされておみえになりますでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 御指摘のように、国税の連結納税制度につきまして地方税におきまして遮断をいたしますので、若干の事務負担増というものが出てくる中で、どのような形でそういった事務負担につきまして簡素にするかということが課題になるわけでございます。

これにつきまして、昨年、政府税制調査会の法人課税小委員会におきまして、納税者なり課税双方の事務負担も十分考慮に入れ、基本的には、法人税の計算過程において連結グループ内の各法人に配分される所得金額又は税額を基にして課税標準を算定する仕組みとすることが適当であるという報告が出ておるわけでございます。今回もこの報告を踏まへまして、法人税におきまして、各法人に配分されます個別の帰属額を課税標準とするなど、できるだけ簡素な仕組みとなるように制度設計を行っているというところでござい

また、各連結法人がそれぞれ所轄の税務署に對しまして個別帰属額などを記載した書類というものを提出いたしますが、これを課税庁である地方公共団体が閲覧できることとしたしまして、円滑な事務処理が行えるようにも配慮しているところでございまして、今後、制度の周知に努めまして、円滑な事務処理が行われるよう万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○高橋千秋君 次に、地方税全般のことでお伺いをしたいんですが、まず大臣にお伺いしたいんですが、すけれども、大臣の方も、国税、地方税の歳入の比率を現行の三対二から一対一に改めるといふ目標を示された。これは、大変、地方分権を進めていく上では非常に重要なことだと思ひます。

地方分権と言われて非常に久しいんですが、や

はり財源を移譲しない限り、財源と権限を移譲しない限り本当の地方分権というのはできないんだと、地方の自立というのはいらないんだというその思いは私は非常に強く、選挙の中でもそういうのを公約の中に入れてきたりもしたんですけれども、是非それを進めたいだいたいと思ひますが、まず冒頭、大臣言われた決意についてまずお伺いをしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(片山虎之助君) 今言われましたように、国から地方への税源移譲というのは地方の自立の私はもう前提だと、こういうふうな思つております。

二年前に地方分権一括推進法が施行されて、権限は、まあ完全じゃありませんけれどもかなりな部分が地方ができるようになり、国の関与もかなり縮小され、機関委任事務などというののも廃止されましたね。法定受託事務と自治事務になつたわけでありまして、それだけじゃ駄目なんです。やっぱり税財源を地方にもつと与えろと、こういうことが必要だと考えておりました。現在の六対四をせめて五対五にというのが我々のかねてからの主張でございまして、経済財政諮問会議でもそのことを繰り返して主張し、せんだつては、あれは五月二十一日でございまして、片山試案という形で、取りあへず五兆五千億の国税を地方税に移譲させると、こういう案を提案いたしましたところでありまして。

○高橋千秋君 私もそれは当然必要だと思ひます。まあ十分ではないと思ひますが、それを第一歩だというふうにとらえないと思ひますが。

先ほど大臣の方から五月二十一日の諮問会議での片山試案、それ出された中身なんですが、五・五兆円の国庫支出金を削減して国税から地方税へ振り替える税源移譲試案ということでございますけれども、五・五兆円、具体的に移れば先ほどの第一歩になると思ひますが、この中身を見させていたとく、経常的経費に係る国庫負担金を半減して三・二兆円程度減らすと、移すということ

でございますけれども、この五・五兆円の中に、

私は一番必要だと思うのは公共事業の部分、四兆円ぐらいありますが、私はこれを移譲していくべきではないかなと思うんですが、このいろいろな中身を見ていくとどうもそうではないように思うんですが、公共事業についてはこれに含まれておりますでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) 五・五兆の税源移譲は、所得税で三兆円、消費税から地方消費税へ二兆五千億と、こういうことですね。所得税から住民税に三兆円、消費税から地方消費税に二兆五千億と、こういうことでございまして、国の財源がそれだけ減るわけですから、国の方の歳出をそれに見合せてカットしてもらわなきゃいかぬと。

何をカットするかということなんですが、私もそれは国庫負担金と国庫補助金だと。奨励補助金というのがかなりあるんですね。奨励補助金というのは前ございまして、諸井さんが委員長としての提案している案なんです。そこが奨励的補助金、いわゆる国庫補助金は特別なものの以外は全部やめると。残りについてはこれは国庫負担金、国庫負担金というのは大きな義務教育と社会保障と公共事業なんです。国庫負担金の方で残りは考えたらどうかと。

こういうことで、今回は、これは各省の所管です。それから、これとこれとこれとまた各省がわつとわつとつてなりましたから、そこは私もおもんぱかりまして、何で幾ら、何で幾らかという特定はしてないんですよ。しかし、念頭には、奨励金、国庫補助金は今言いましたように七、八割はやめたらどうかと。国庫負担金については、まああそうですね、四割か五割ぐらいを削減の対象にしたかどうか。それは、公共事業もあるし社会保障もあるし義務教育もあると、こういうことでございまして、ただ、高橋委員、公共事業は、これは年によってばらつきがありますし、地域によって物すごい差があるんですよ。だから、こういうものが税源移譲の対象として一律に切り

込むのがいいのかというちょっと議論があることは事実なんです。それは、経常的な方を削減していく方が削減の仕方としてはいいんですね。

ただ、そこで恐らく各省は、例えば社会保障でも義務教育でも、今の補助金を例えば半分にするとか四割にするとか三割にすると言ったら大変抵抗があるんですね。その仕事をやっても、国から出すお金の比率が下がるんですよ。地方の出すお金の比率が上がるんですよ。仕事自身をやめるとかということではないんで、特に義務教育なんかについて文部省が大変過剰な反応を示しておりますけれども、私は、文部省にそういうふうについているんですよ。文部省は今義務教育の学校の先生の人件費は半分国が持っているんですよ。御承知のように給与の半分か。残りは地方の財源です。だから、これを仮に、今半分持っているのを四割にしても、それじゃ義務教育の先生方に辞めてもらうこと、そんなことできるわけないんで、これは例の定数法で義務付けられているんですから。そこそこはよく考えてもらいたいと思うんですが。

いずれにせよ、総理からの指示が出ましたのでやらないけません。年内にまず国庫支出金、補助金や負担金の各省がどれだけやめれるかというリストを出して来年度の予算から反映していく、一年掛かって税源移譲と交付税の見直しと国庫補助負担金の整理合理化をやる、一年間で工程表を作つてやると、こういうことですから、いずれにせよ、財務省を始め補助金、負担金をお持ちの関係省庁とは十分な相談をしてみたいと。

結局は、地方の税源を増やすということですから、地方の税源を増やす、地方の税を増やすということですから、そういうことでの御理解と御協力を得たいと考えております。

○高橋千秋君 地方の税源を増やすというのは、当然それはそれでいいことだと思うんですが、地方から見ると、自分のところの使える量がちゃんと確保できるのかどうかということだと思うんで

すよね。それは、国から出ようが自分のところが出そうが、その絶対量が確保できるのかということとが非常に大きなことだと思うんですが。

それと、さつき大臣から文部省の話が出ました。義務教育の部分ですね。今日、文部省から来ていただいたいてると思うんですが、文部省の義務教育の部分の移譲するというところについてどういう見解をお持ちなのかということをお聞きしたいと思うんですが、どなたですか。

○政府参考人(加茂川幸夫君) お答えをいたします。先ほど片山総務大臣からお話あったわけでございしますが、私も事務的には、税源移譲案の中の経常的経費に係る国庫負担金の三・二兆円程度削減することの内容につきまして、どのような内容が含まれておるか、想定されておるかということにつきまして、これまで直接また詳細にはお話を聞きましておりませんでした。

私ももしましては、義務教育につきましては、憲法上の要請として、国民すべての子供が全国どこでも無償で一定水準の教育を受けられるようにすることが国の大きな責務だと考えておりますし、この責務を果たす上で、義務教育職員の給与費を二分の一の国庫負担しているという現在の義務教育費国庫負担制度については、今後とも維持すべきであると考えておるのが私どもの現在の考え方でございます。

○高橋千秋君 今そういう御意見がございましたが、大臣、いかがでございましょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) これは、文部省の高官の方は正にそうです。二分の一の国が出すことが義務教育について国が保障していることだと、それは一つの考え方ですね。

しかし、それはそうなんですけれども、全体としてどう考えていくかということなんで、気持ちとしてはそれぞれよく分るんですよ。負担金というのは、国と地方に関係あるから金を出し合うというのが負担金ですから、補助金とはそこが違うんで、この辺もよく性格を吟味しながら、我々はこの補

助金をどうだとかこの負担金をどうだという案は持っていないんですよ。あるのは地方分権改革委員会の諸井委員会が作つた案があるんです。それを下敷きには考えておりますけれども、今案を持つておりませんので。総理の指示がありましたので、これから年内に掛けて来年度一年の工程表で交付税や税を含めて全部考え直すというところで、その間にしっかりとこの負担金についてはどう考える、この補助金についてはどういうふうにやると、こういうふうにしていきたい、こう思っております。

特に補助金については、それがなくなることあるいは一般財源に振り替えることによって地方の自立性は増すんですよ。事業選択がフリーハンドで地方の判断でできるようにするわけで、今は補助金があるから、補助金ももらいたいから補助金が付いている事業を優先するという癖がありますから、その点は、補助金については、私はこれはできるだけ縮小した方が地方の自主性が増えて地方が自由に使える金が増える、こう思っております。

負担金の方は法令で義務付けられていますから、例えば義務教育とか社会保障とか、公共事業は必ずしもそうでもございませぬけれども、義務付けられたものもありますので、その辺は整理しながら仕分をして、今後検討して、各省とよく相談したいと、こういうふうにも思っております。

○高橋千秋君 義務教育なんというのは、それこそこれは良しあしは別として全国一律同じようにやつていくわけで、これも地方独自のやり方があつてもいいと思うんですが。

さつきのお話では、公共事業なんというのは、その地域が必要なものというのは地域で判断すべきだということに思いますが、その意味では今公共工事というのは非常に問題になっておりますけれども、毎年金額が変わるにしても、これをやはり優先すべきではないかなと思ひますし、さつきの話で、法律で決まっているからということはありません、当然地方から見ると、義務教育の

部分を移譲するというところで絶対量が確保できるのかどうかという非常に不安があると思いますし、公共サービスという部分でいえば、福祉の部分も義務教育の部分もやはり国民が生きていく上で基本的な部分でありますし、教育というのは更に充実していくべきだということに思うんですね。その意味でも、将来的には当然地方に移譲していきながらやっていくことは必要だと思ふんですが、やはり今の状況の中では、地方からは本当に絶対量を確保できるのかという非常に不安があると思ふんですね。

それともう一つは、地方交付税の見直しということもこの中に含まれているわけでありましてけれども、そうすると、都会はいいですが、田舎へ行くときと本間にそんな額が確保できるのかどうか、絶対量を確保できないければ、法律でそういう絶対量の、義務教育に掛かるお金については当然最低線は守るにしても、十分なことができないんではないかという非常に不安があると思ふんですね。その意味では地方交付税の見直しも含めてどうお考えなのか、お伺いできますでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助) 税源移譲で一番泣きどころは、税源移譲すると大きいところが、大都市圏を持つ都道府県は増えるんですよ、税が増える。固有名詞を出しちゃいけません、東京都が一番増えるんですよ。それから大阪や神奈川県や愛知県が、都道府県で言いますとね。それからまた大きな都市が増えるんですよ。

だから、そうすると税源移譲すれば大都市はもう税だけでやると、大都市を持つ府県は税だけで。今不交付団体は都道府県でいうと東京都だけなんです。残りは全部、大阪も愛知県も神奈川県も交付税が行っているんですよ。だから、大きいところはもう税だけでやると。その代わりそうでない経済力の弱い県、そういうところは今よりは交付税が場合によっては増える、こういうことなんです。交付税の今財源保障機能と財政調整機能、二つ持っておりますが、そういう意味では財政調整機能の方が際立ってくると。

財源保障はもちろんせにやいけませんよ、財源保障するだけけれども、そういうことで、弱いところは交付税のウェイトが増して、大きいところはもう税だけで不交付団体になっていく。こういうことが私にはある意味では望ましいんじゃないかな。それが地方の自立ということですね。本当は弱いところも税でいきやいいんですが、税源がありませんからね。幾ら税源移譲しても取れる税源が限られておりますから、そういうことになっていくのかなと、こう思っておりますが。

交付税全体も相当大きな額ですからね、今、だから、これをそのまま維持していくというのはなかなか大変な話になってきて、今は中央の財源不足が大きいものですから、国も赤字国債を出して交付税特別会計に入れておるんですよ、お金を。地方は赤字地方債を出してらっしゃるんですよ、去年から。だから、この状況が続くと交付税制度そのものが破綻しますからね。我々としても税源移譲することによって交付税制度を見直していく、こういうことをやらざるを得ないのかな、こういうふうに思っております。

ただ、標準的な、ナショナルミニマムというじゃないんですが、標準的な仕事は、行政はどの地方団体でもできるような、その財源保障は地方税と地方交付税でしていくというのが地方交付税の精神ですからね。これは今後とも、この比率は変わっても国の方である程度責任を持って面倒を見ていくと、ある程度じゃありません、地方財政計画に基づいてしっかりと面倒を見ていく、こういうことでもあります。

○高橋千秋君 そういうことも含めて、今総務省、総務大臣、一生懸命にならされている市町村合併、平成十七年の三月末までということ、今特例法で全国進んでおりますし、私の出身の三重県でも地方紙、毎日のように合併の話が出ています。あそここの市町村で集まって会議をやっているとか、そういう話が出てまいります。ところが、これはだんだん協議を進めれば進めればいろいろなハレーションが出てくるんです

ね。スムーズにいくのかなと思っていると、ここが協議会脱退したとか、そういうような話がある。頻りに最近出てきています。さっきの地方の財政、地方の独立、自立ということを含めれば合併というのは当然必要だとは思いますが、私も是非進めていくべきだと思ふんですが、これは平成十七年の三月末までということお話を、地方のいろんな協議会の中でといういろいろな懇談会の中で出てくるのは、平成十七年の三月末までに合併しないと損しますよという言い方で全部進めているんですよ。だから、平成十七年の三月末までに何とかしないと金もろえぬから損しますよという言い方でいろんな懇談会をやっているんですよ。

そうならば、しゃあないな、一生懸命早いところやろうかという話になるのかも分かりませんが、その平成十七年の三月末というのを一度勉強会で伺った話では延長するつもりはないというお話だったんですけれども、例えば平成十七年の六月だったらめど付くと、ところが三月にはどうしても間に合わないようなやつが多分出てくるだろうと、今の状況を見ているとですね。かなりそういうところがあるんだろと思ふんです。そうすると、それじゃ三月末までにせぬと金もろえぬけれども間に合わない、じゃ、もうやめておこうかという話もまたひょっとしたら出てくるのかなと。

そういうことについてどう思ふのかということ、この特例法の再延長ということはないんでしょうか。また、間に合わないような場合にどういうふうに対処されるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助) 合併というのは結婚と同じですからね、そう簡単にいきませんね。いやいや、これはいかぬところが合併だと私は思っているんで、いろんな試行錯誤を含めていろんなことをやりながらまとまっていく。それが一つの自治の、私は、そういうことを言うとき怒られますけれども、一種のトレーニングみたいなところもあるんじゃないかなと、こういうふうに思っています。

おります。今、高橋委員言われましたように、全国的には相当機運が盛り上がっていますね。もう今どこに行っても地方の話は合併ですよ、行ってみますと。合併でなくて私が行きましても、もうみんな合併のことが大変な議論の対象になっているというところは、国民の関心が増えてきて私は大変結構なことだと、こう思っております。

そこで、今の特例法は十七年の三月までなんです。それで、どこに行っても、延ばすのか延ばさないのか、延ばすならうまくいくんだ、延ばさないならよくないというようにことをいろいろ聞くんですけれども、十七年の三月までやってもらうということをお伺いしております。やっぱり締切りがずるずる延びるようなことじゃこれはいい作品が、かく場合にもできませんし、やっぱり受験勉強というのはこの日が受験日だからやるんで、そういう意味では是非、申し訳ない点もあるんですけれども、十七年三月をこの締切りの目標と考えているんなことをお考えくださいと、こうお願いしております。いろんなことを考えると、十四年度と十五年度が私は正念場ではなからうかと、こういうふうに思っておりますので、ひとつ御理解の上、御協力をよろしくお願いいたします。

○高橋千秋君 結婚と一緒にというお話でしたが、結納金もらえぬとやめておこうかという結婚はないかも分かりませんが、ちょっと一つもう一度御確認したかったんです。再延長は考えていないということでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助) 考えておりません。○高橋千秋君 さっき国民的な盛り上がりというお話ありましたが、新聞等に出てまいります、盛り上がりつつあるのは実は行政サイドの人間ばかりでございまして、国民は盛り上がりつつあるんですよ。国民にとつてどうか、住民にとつて合併でどうなるんだということまでは、はつきり言ってまだよく分かっていないというのが現状だと思ひます。

当然、市町村の行政サイドから見れば、自分たちの職場が大きくなったたりするし、例えばある村ですと一生働けるのが、たまたま今度合併することによって遠くまで通勤がひよつとしたらあるかも知れないとか、議員さんにとつてみれば自分たちのポストどうなるんだと。町長さん五人いるけれども一人でよくなるから、おれたち首危ないとか、そういう発想でやっているのが実情じゃないかと思うんですね。それじゃ住民の人はどうなんですかと。別にそんな合併しようがしまいが余りおれたちに影響ないというような感覚の方が非常に多いと思うんですね。

その中で、やっぱりこれは行政の区切りの問題かも知れませんが、私の地元三重県でも、御存じだと思ひますが、新宮との境の紀宝町というところがあります。それから、愛知との県境のところ木曽岬村というのがございます。木曽岬町になりましたか。むしろ紀宝町なんかは新宮市と合併したらどうなんだという声が非常に強いです、地元は。それで、木曽岬の方は隣の弥富町と、スーパー、買物はみんな弥富町という、愛知県行くんですね。ですから、商圏なんかは全部もう隣の県とひつ付いている。紀宝町の人なんというのは職場はほとんど新宮市へ働きに行っている。

そうしたら、県は越えるけれども、隣の県と、和歌山に入るのか、それが三重県に入るのか分かりませんけれども、事実、長野と岐阜県ですか、そこでも何かそういう話が進んでいるというように聞くんですが、この県境を越えた合併についてどうお考えでございますか。

○政府参考人(芳山達郎君) ただいま県際間の合併のお話ございましたけれども、具体的に市町村の区域を越えて都市的集積の連続があると、また交通通信手段の発達に伴って通勤通学の移動機関もある、また日常生活圏も拡大するというようなことから、今御指摘がありましたような都道府県の区域を越えた議論というのも実際になされております。

確かに、昭和の大合併、二十八年から三十一年

に掛かる大合併においても、全国で六か所において今御指摘のありましたような編入の合併がなされております。

今回の場合も各地域で協議会なり研究会なり設けられておりますが、その中で現実には都道府県の境界にわたる市町村合併の研究組織、研究会というものの設立も見られてきておりまして、去る三月二十九日に新しい指針、合併の新指針を出しましたけれども、その中で、県際間における都道府県の支援策ということで具体的に言及をしまして、各都道府県におかれまして、今言われまして、各都道府県の皆様の御意向ないし市町村の意向、議会の動向を踏まえながら十分対応してほしい、支援してほしいということをも具体的に言及をしております。我々としてもいろいろそういう面での応援をしてみたいという具合に考えております。

○高橋千秋君 六月の四日の日経の夕刊に出ていたんですが、地方制度調査会のまとめということで、小規模町村の権限を縮小すると。実質上もう合併しない小さな市町村については、もう窓口業務だけで権限やらないんだというようなそういう報告があるんですけども、総務省なんかはこの合併の議論を聞くと、さっきのお金の話ありますが、あめとむちでやっていくと。あめはお金をたくさん出すことだと、むちはありませんといつも出てくるんですね。あめがないことがむちだといふふうな話もいつもいただきます。

よく地元で合併の話が出ると、よく聞かれるのは、あめは分かたすと、むちは何だといふふうないつも聞かれるんですね。そういうことで代弁して聞くと、むちはないといふようなことも返事がありますけれども、この小規模町村の権限を縮小するといふ方向でもしいくのであれば、それこそ窓口業務だけのようになつて、あとは県が全部肩代わりをするといふようなことになれば、実質これはむちになるのかなといふふうに思ふんですが、これについてどうお考えでございますか。

○政府参考人(芳山達郎君) 小規模市町村の在り

方についての御議論がこれまでもなされてきておりますが、昨年の六月の経済財政諮問会議の中で骨太の方針の中で具体的に言及されておりますのは、例えば団体規模に応じて仕事や責任を変えざる仕組を更に検討するといふようなことも言及をされております。今後、市町村合併の進行ないしは地方分権の一層の推進に伴いまして基礎的自治体の在り方についての御議論が幅広くなされるものと。その中で、小規模市町村の在り方論議、また市町村合併が進行した場合の都道府県の在り方論議といふのを含めて、地方自治の二十一世紀の在り方が御議論されてくるものと思ひます。

昨年十一月に二十七次の地方制度調査会が発足をしまして、今この二十七次における論点整理、どういふものを論議していこうかというのを専門小委員会御議論しております。その中で、地方自治の新たな仕組みの中で、基礎的自治体の在り方、都道府県の在り方、また大都市制度の在り方といふようなのを含めて幅広く御議論をする。また、それに伴う権限移譲、地方財政の充実といふようなことで御議論していただけるという具合に思っております。そういうことで、中身について初めから限定せずに幅広く地方制度調査会で御議論をしていただくということになつております。

○高橋千秋君 もう時間が余りないので最後になるかも知れませんが、外形標準課税について最後にお伺いをしたいと思います。

骨太の方針第二弾の中でもこの外形標準課税の導入ということが前提といふような話が出ております。新聞記事を読むと、千載一遇のチャンスで、これを逃したらもう外形標準課税は実現しないかも知れないといふ少し興奮した面持ちだったと、総務省幹部、といふことで書いてあります。これは大臣ではないのかも分かりませんが。

この外形標準課税、確かに取る側からすれば安定的な収入になるかも知れませんが、中小企業団体等いろいろ反対あるのも事実であります。これはどっちかというと、確かにちゃんと申告して

いけば問題ないのかも分かりませんが、確かに脱法行為の中でそういう払っていないところもあるかも知れませんが、どうもこれ全部一律取るということになると、実効税率が下がるにしても、弱い者いじめになつてしまふんではないかなといふ懸念があるんですね。この外形標準課税についてどうお考えでございますか。

○副大臣(若松謙維君) まず、この法人事業税なわけですが、現在はいわゆる所得に應じた税制体系になつておりまして、この法人事業税といふのはあくまでも地方税という観点からすると、やはり応益税という事実をしっかりと重視しなければいけないと考えております。そういうふうにとらえますと、今回の外形標準課税であります、やはり企業を行われている事業者、当然それぞれ地方自治体の何らかの行政のサービスを受けている、その応益に対しての一定の負担を受けるといふのは、私どもとしては自然の流れかなと、そのように理解しております。

そういった観点から、今年の一月に閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望」、こういったところにおきましても「平成十五年度税制改正を目的にその導入を図る」と、こういったことも記載されておりますし、また先週の六月七日ですが、総理から政府税制調査会に対して指示があった外形標準課税の導入による法人課税の実効税率の引下げと、こういった来年度改正の主要事項についても具体的な検討の指示があったところでございます。

これらを踏まえまして、総務省としては、平成十五年度税制改正におきまして導入を目指して、現在、全国知事会や全国都道府県議会議長会などと連携を図りつつ、関係方面の理解を得られるように今全力を挙げているところでございます。

○高橋千秋君 今回のこの案を見ると、人件費にも掛けるということでございます。雇用創出といふのは今非常に重要な問題になつております。これだけ失業率高い中で、そのことで雇用創出をむしろ冷やしてしまうということになりかねない

と思いますので、是非慎重に対応していただきたいという御要望をして、私、もう時間が来ましたので、終わりたいと思います。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。若干質問をさせていただきたいと思ひます。

今回、連結納税制度導入に際して、その影響をなくす方向性での地方税法の改正でございますが、地方税収自体が、この間新聞に載っていましたが、五、五年連続で税収見込額を下回る、〇・三％ぐらい下回って六千億ぐらい足りなくなるよと、こういう見通しのようでございますが、そういう中であつて、今回、地方税法の改正でございます。

連結納税制度の導入で国税としては八千億ぐらい税収が減るということでいろんな手当てをしているようでございますが、その影響をなくすためにいろいろ国税の方でも手当てをしているようにございます。いろんな手当てをした上で、地方税収に対してどの程度影響を与えるものなのか。その仕組みの中でいろんな取組もあるかと思つておりますし、あるいは連結付加税のようなものが国税的には考えられているようにあります。ただ、課税ベースの見直し等というのもございます。退職給与引当金制度の廃止等を考えると、これだけかいたと、これは、そうするとプラスに跳ね返ってくるのかなと思つたりしておりますけれども、その辺を含めて、地方税収に対する影響につきまして御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 今回の改正と地方税収に対する影響についてお尋ねでございます。先ほども御答弁いたしましたとおり、今回、地方税につきましたは、地域におきます受益と負担との関係に配慮いたしまして、単体法人を納税単位とするということとしておるところでございます。

したがしまして、法人税につきましたは、御指摘もございましたとおり、連結をする関係で損益通算が行われて減収が生じるということでございますが、地方税におきましては、課税標準といった

しまして単体課税を維持する中で個別の帰属額というものをとらえて課税をいたしますので、基本的に損益通算を行う前の各法人の個別の所得金額を基に計算するというところでございますので、そういうった国税におきますような影響というものは及ばないというふうに考えておるわけでございます。

その結果、国税の方でいろんな手当てを、連結付加税を始めまして手当てを講じておるわけでございますけれども、こういった連結納税制度の仕組みの中の措置というのにつきましたは遮断を同じようにしていくということでございまして、連結付加税のほか、連結前の繰越欠損金の持込みというのについて国税の方で制限をいたしますけれども、そういったものについては排除して、連結前の繰越欠損金につきましたも地方税の場合には影響をさすというふうなことがあつたわけでございます。

ただ、連結納税制度の仕組みの外の一般的な課税ベースの見直しというのにつきましたは遮断の仕組みはございませんので、それは自動的な影響は来るものもあるということでございますけれども、基本的に連結納税制度の仕組みの中の措置につきましたは遮断していくという考え方に立つておりますので、地方税への、税収への影響ということにつきましたは、そういった範囲内においてきちんと遮断できるというふうな考えております。

○魚住裕一郎君 枠組みの外におけるいろんな影響についてプラスになるように願つていきたいと思つておりますけれども。

先ほどの質問の中で、事務負担が大きくなるんではないかということで、地元の公共団体が課税庁にいろいろの閲覧をするというふうな御説明があつたと思うんですけども、これ、わざわざ閲覧をしに行くという形になるわけですか、ちよつとその確認なんです。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 税額の計算の仕組みが国税と違うことになるわけでございますので、

課税庁におきましても、課税資料の収集ということが当然必要になるわけでございます。

その中で、連結をされます個別の法人は、それぞれ所轄の税務署にそれぞれの団体に帰属されます税額につきましたは書類を提出することが国税の方で決められておるわけでございます。地方団体といたしましては、その書類を税務署の方に閲覧をしに行くということによりまして具体的な課税標準額の確認をするように、国税と連携を図るという制度にしていきたいというふうな考えておるところでございます。

○魚住裕一郎君 それから、外形標準課税云々という話が出ましたけれども、今回、哲学として、地域における受益と負担との関係等に配慮してこのような立法措置を取るわけでございますけれども、この言い方というのは、やはり外形標準課税というのに通底していくんだらうというふうに思うわけであります。この外形標準課税導入というのを考えた場合に、今回の地方税の改正がどのような影響を与えるのか、その辺の御所見をいただきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) まず、今回のいわゆる連結納税に関する地方税法の改正案でございますが、地方税につきましたは、地域における、今、委員がおっしゃった受益と負担との関係等に配慮して、従来どおり単体法人を納税単位とするものでありまして、法人事業税の課税の仕組みは基本的にこれまでと同様でございます。したがしまして、今回の法改正は、法人事業税への外形標準課税の導入に特に影響を与えるものではございません。

外形標準課税につきましたは、平成十五年度税制改正導入というのを指して、今全国知事会等の関係団体との連携を図りつつ、関係方面の理解が得られるように努力しているわけであります。そういうことで、今回の法改正が外形標準課税導入に与える影響はないということを御理解いただきたいと思います。

○魚住裕一郎君 この間、土曜日の新聞見ており

ましたら、経済財政諮問会議における総理の指示というのがありました。先ほども、骨太方針第二弾ということで質問が出たところでございまして、これについてお聞きをしたいと思います。

前に、先ほどもお話しございましたが、片山試案ですか、そういうことを前に発表をされておりますけれども、総理のこの指示何うと、引き下がったようなイメージがあるんですね、片山試案から見ますと。

例えば、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税財源の在り方を三位一体で検討し云々と、一年内に工程表を作るんだと、そういうことがございますが、片山試案では、例えば国庫支出金の地方税への振替の先行実施云々というふうな、そういうようなやり方で、若干ニュアンスが違つてきているんじゃないかというふうなイメージを受けたのですが、この点、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(片山虎之助君) 確かに一緒じゃないんですね。というのは、一つは、税源移譲と私どもの方が言いますと、財務省は、国の財政がこういう状況のときに税源移譲すると国債の元利償還にも影響が出ると、こういうふうなことを言いますし、それから、国庫支出金、負担金や補助金を持つている役所は、今の文部省の答弁にもありましたように、大変抵抗があるんですね。

そこで、交付税制度の改革というのは、一方に、私の案は、まず国庫補助負担金を整理縮小して、国税から地方に移譲すると、第一段。第二段は、交付税制度を見直して、交付税から地方税に移譲すると。こういう段階、第一段階、第二段階のそういう案なんです。ところが、交付税は、交付税だけ二段階目にするのはけしからぬというのがまたこれあるわけ、確かに、マスメディアを中心に。

そこで、改革をやるんなら、三位一体というのは私が言い出したんですよ、思い切つてやるのはもう三位一体でなきゃだめと。税源移譲や、国庫支出金を見直す、地方交付税を見直し

すと。総理は、不交付団体が「割にも満たない」のは交付税制度がおかしいんじゃないかと言うから、いや、それはおかしいのかもしれないけれども、現実には税源移譲の状況が六対四だからそういうことになっているんですと、こういうふうに応じ上げてまして、これはもう三位一体でなきゃダメじゃないと、こういう発想なんですね。

だから、そういう意味では、私の、当初、第一段階は国庫支出金や、第二段階は交付税をやった地方の税源を移譲するというのが、一緒にしちゃったんですよ。ただ、一年で工程表を作った、やるのは十五年から十八年度まででやろうと、いわゆる調整期間内にやろうと。一対一といつても、七兆円動かすわけですからね、今までそういうあれはないんですよ。国から地方への税源移譲という、そういう議論は山のようにありましたよ。具体案の提案がないんです。そういう意味では、私は今回が、そういうことの道筋を付けるためには、少し乱暴だけれども、議論を、問題を提起して、皆さんに議論してもらおうと。

こういうことで、経済財政諮問会議も大体方向はいいと、こういう話でございまして、総理からの指示も出まして、各省庁も本気でやらないかぬようになりましたので、そういう意味では前進だと思っておりますが、魚住委員言われるように、当初のおまえの構想とはちよつと違うんじゃないかと、こういうことはそのとおりでございまして。

○魚住裕一郎君 応援団のようなつもりで御質問させていたたいたつもりでございましてけれども、例えば、その税源移譲、これよく見ると、何か、補助金の対象事業の中で引き続き地方が主体となつて実施する必要のあるものについては、税源の移譲額を精査の上、地方の自主財源とする、何かそこだけに限定されているような印象も実は受けるんですね。もつともつと、片山試案はもつと幅広にいろんなことを考えておられたというふう

に思っているものですか、何か後退印象があります。それで、歳出改革につきまして、平成十四年度

予算については五兆円を削減して云々と、二兆円を重点七分野にと。今度、十五年度予算については云々とずつと書かれておるんですが、先ほど出ました総人件費の抑制云々と。地方のことにも言及をしてくださっているわけでありまして、地方財政計画の歳出を抑制することにより地方交付税を抑制すると。抑制の議論自体は、まず三位一体で今後一年以内をめどに取りまゐりたい。

でも、来年度予算については今年の夏から議論をして、こんな中からもう地方交付税の抑制というような言葉が出てきているなどというふうにするわけですが、この抑制策につきましても、示の下でですね。

○国務大臣(片山虎之助君) 魚住委員、後退じゃないんです。むしろ広がったんです。私の方は、まず国庫支出金見合いの国税を地方に移譲して、それから、国庫支出金の方を落とすといく、こういうことなんです。そういうことなんです。それから、交付税も全部入れて大きい工程表を作つて、それを三か年か四か年でもう全部やろうと、こういうことなんです。私の方は、一段階、二段階でちよつと時間掛かるんですけれども。

そういう意味では、私は、後退でなくて、もつと広がつて拡大したんだと私どもの方は考えております。あの指示を出すについても、事前にいろいろ協議をしてあの指示を出してもらつたということもありますので、是非、魚住委員の期待にこたえるような形で進めてまいりたいと、こういうふうにしております。

それで、来年度どうやるかというのはこれから決めるんです。骨太方針で。基本的には今年と同程度の歳出にしようということでは今年と同程度の歳出にしようという、国債の発行も、三十兆で収まるかどうかは知りませんが、できるだけ抑制しよう。こういう中で、大きいのは社会保障と公共事業と地方財政なんです。公共事業はもう一割カットしようというふうな今議論されているでしょう。今年から見ても更に一割

カットですね。社会保障もいろんな制度改正を含めて全体を抑制しよう。こういう中で、地方財政についても、総量としては、拡大しないように歳出を見直し切り込んで、交付税を今年より以下にしよう。

それ、ほつておいても今年よりは二兆円ぐらい増えるんです。というのは、何でかといふと、国の方の今赤字国債で入れているやつを一年交付税特会の借入れを残したんですよ。来年はそれを解消せにやいけません。それで、一兆円は国の方は自動的に増えるんです。ちよつと私の説明が下手だから分かりにくいかもしれませんが、その分は別に、今ほつておいても二兆円増えるんですよ、交付税が。だから、その一兆円はやむを得ないとしても、もう残りの一兆円はできるだけ切り詰めていく。

こういうのが今の骨太のたたき台の案でございまして、これから六月一杯ぐらい掛けてどういふふうに考え方をまとめるか、これから議論していきたいと思っておりますが、私は、来年度、十五年度も地方財政といいますが、地方団体の財政運営に支障がないような、それだけの交付税は確保しよう、こういうふうにしております。

○魚住裕一郎君 冒頭申し上げましたように、この五年連続して見込額、見積額から不足というような状況の中で、地方も大変だと思ひますけれども、しつかり、今おっしゃった趣旨で、単に削ればいいというものではないと私は思っております。頑張つていただきたいと思っております。

○八田ひろ子君 日本共産党の八田ひろ子でございます。今回の連結納税の問題に関して、地方税を遮断をし、従来の地方税を確保すると、こういう部分については私も賛成でございまして、今議論がなりました地方の税収とか交付税の問題、いろいろと意見はありますが、今日、私、事務的に法定外税関係だけ一つ伺いたいというふうに思います。

法定外の普通税なんだけれども、地方分権推進の一環として従来の許可制度というのが廃止になりまして、課税自主権を尊重して同意制度、こういうふうになりました。

そこで、当初、不同意となつた問題点について伺いたいと思いますが、横浜市の勝馬投票券の発売税ということですね。これが不同意になつた理由、どのような実害があるということではないかと、お示しをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 横浜市の勝馬投票券発売税につきましてはお尋ねでございまして、この法定外税につきましても、私も法定外税制度の趣旨にのっとりまして総合的に検討を行つたわけでございますけれども、地方財政審議会の意見も伺つた結果、地方税法六百七十一号三三の「国の経済政策に照らして適当でない」場合に該当して同意できないというふうに判断したわけでございます。

その根拠をいたしましては、第一に、中央競馬につきましても、競馬法などに基きまして日本中央競馬会が畜産振興なり民間社会福祉事業の振興のために財政資金を確保するということを目的として、刑法の特例として独占的に行うという制度でございまして、特に重要な国の施策に当たるだろうというのが第一点でございます。

それから、第二点といたしましては、勝馬投票券発売税の課税によりまして、先ほど申しましたような財政資金の確保が行われる一方、日本中央競馬会の国庫納付金というものがございまして、この配分などにも当然影響が出てくるわけでございますが、そういう影響が出てくるわけにございまして、合理的な理由というものが十分認められなかつたということもございまして。

こういった二点の根拠の中で、国の法律の条文にあります「国の経済政策に照らして適当でない」場合に該当するかどうかという判断をいたしたところでございます。

○八田ひろ子君 「国の経済政策に照らして適当でない」というのがあるわけですが、そう

しますと、総務大臣の裁量権限が非常に広いのではないかと地方には受け取られて、地方分権、課税自主権、こういうふうにいわれています。そこを通るのが針の穴を通すほどではないかという萎縮効果もあるのではないかと私は思います。

ですから、どこに判断基準があるのか明確に示していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 御指摘のように、法定外税の要件につきまして、その意味内容を明らかにしていくということは重要であるというふうには我々も考えておるわけでございまして、これまでも自治法の二百五十条に基準をきちんと定め、さとい規定もあるわけでございしますが、こういう自治法の規定に基づきまして、法定外税の協議の申出があった場合に総務大臣が同意するかどうか判断するために必要とされる基準をきちんと定めまして、公表はしてきただけでございます。

さらに、先般、この三月でございすけれども、地方税法の年度内改正について御審議いただいたわけでございすけれども、その際にもこの総務委員会におきまして附帯決議をいただいておりますのでございすけれども、その中でも御趣旨のような決議もございまして、それを受けまして、例えば、この国の経済施策の範囲につきまして、単に経済施策と書いてあるわけでございすけれども、財政施策あるいは租税施策というものも含まれるというようなことを明確に書きまして通知するというような見直しも行ってきたところでございす。

今後とも、法定外税の事例の積み重ねなどを踏まえまして、基準につきましてきちんと所要の見直しをしていきたいというふうに考えております。

○八田ひろ子君 法定外税の同意に当たっての消極三要件の経済対策というのは政権によって変わってくるというのが非常におかしいんじゃないかと思ひますし、勧告でも具体的な同意の基準を速やかに作成すべきものであるというふうにな

なっているのです、私は分かりやすいものをきちんと作るべきだというのををお願いしておきたいと思ひます。

次に、防衛庁の身元調査リスト問題でありますけれども、国民の権利の重大な侵害として今注目されておまして、情報公開法も、それから行政機関の電算機処理個人情報保護法、現行法ですけれども、このいずれも所管している総務省としてこの事態に厳正な対処が求められるというふうには私は思ひます。

今日、防衛庁に来ていただいておりますので、まず伺いますが、防衛庁としてはこの情報公開請求者の身元調査リスト、思想、信条、病歴などの調査リストが庁内情報通信網、LANに流して、組織的にも利用、閲覧ができた、更にメールで地方連絡部などへも送信されていた。陸海空幕や内局だけでなく防衛施設庁でもやはりこういうものが作られていて、問題が発覚しますと問題になつてた部分を大きく削ってLANにまた再掲載するというのが報道をされておりますが、防衛庁長官官見におきまして、これらの事実は法的な関係で問題のあるところと、こういうふうになつておられますが、どのような法的問題があると思つておられるのか。それから、昨年四月から情報公開が行われてから継続的に、一部では六月からとも言われておりますけれども、行われているんですが、なぜ発見ができなかったのか、まずお示しください。

○政府参考人(柳澤協二君) 今、先生御質問で御指摘になりました様々な事柄の事実関係については、今鋭意人事担当部局を中心とする調査を行つております。そして、いろいろな種類のものがあることが分かつたわけでございすけれども、昨年四月から私も情報公開の制度を始めるに当たりましたは、やはり防衛庁という役所でございすから相当数の請求が来るであろうということで、担当部局は、担当部署としてはいろいろな業務上の工夫が必要であるということとをそれぞれに考えておつたわけでございす。

その中で、業務の円滑な処理や進行状況の適切な管理をしようということで、その開示請求に係る一覧表といったようなものを整理をし、そしてそれを担当のところに知らしめる目的を持って庁内LANにも載せるというようなことを基本的に行つたわけでございす。その中にいろいろな何といひましようか、あるいは個人情報に該当するようなものも含まれていた可能性があるということとで今調査をしているものでございす。

そして、その法的な問題点ということでありますが、私どもの調査は、今法律との関係で申ししますと、現行の行政機関保有電算機処理個人情報保護法との関係におきまして、まずそれが個々の個人を特定するに足りるいわゆる個人情報に当たるものか否かといったような点が一つあると思ひます。さらに、仮にそうであるとする、その個人情報ファイルの保有の目的を超えた情報を保有していなかつたかどうかという点。それからさらに、そういう個人情報ファイルの目的外に使用したかどうかという点。あるいは、そういう形で担当職員が知り得た事柄をみだりに他人に伝えたというようなことがなかつたかといったような点がこの現行の個人情報保護法との関係で調査の対象になつておると承知しております。

それから、情報公開法との関係で申しますと、いづれにしても情報公開の開示、不開示の判断というものは、その請求された方の個人の職業とか属性によらずに、文書そのものの内容に応じて判断されてきているものと思ひますけれども、そういう範囲を超えたことがなかつたかどうかということも調査をしているところでございす。

それから、なぜそれでは今まで気が付かなかつたのか、あるいは削除したのかということでありますけれども、これはもう、経緯全体は調査の過程にございす。一言で現段階の印象で申し上げれば、やはりLANに載つていたということと多くの職員が見ることができた可能性があつたと思ひますが、そういう職員の中から個人情報との関係でいろいろ問題があり得るような指

摘も実はほとんどなかつたわけでございすし、やはり全体として個人情報に係る意識が非常に低かつたという点は指摘されるのではないかとこのように考えております。

いづれにしても、早急に調査結果を公表すべく、今鋭意調査を継続しているところでございす。○八田ひろ子君 いろいろおつしやいましたけれども、官房長は当事者でいらつしやいますでしよう。だから、反省をされるというのがまず第一に必要なんですよ。

個人的にLANに長期にわたつて違法な情報を流し続けるなどということは勝手にできませんし、組織ぐるみで実行して、組織ぐるみで隠ぺいしているということが言われておるわけですよ。実際に、記者会見でも言われているように、個人情報保護法の十二条との関係、あるいは現行の電算法の第四条第二項に抵触するということは現実に言われているわけですから。実際、外部にも知らされた可能性がゼロかといへばそれは分からないかもしれないことをおつしやつていますので。今日は時間がありませんので、非常にそういう、何というんですかね、自覚がない、事は憲法にかかわる基本的人権の問題ですので、非常に残念な答弁です。

そこで、大臣、総務大臣に伺ひますけれども、現行法を審査したときにも、個人情報の収集、保有、利用、提供により個人の権利、利益を不当に損なうことのないようにということとでちゃんと調査をしようとか、個人情報保護法の方でもそうです。憲法の基本的人権に基づく知る権利の保障で安心して情報開示を求めることができるというものが基本的に、まあ当然当たり前なんですけれども、そういう問題で今調査を、防衛庁と同じようなことがほかにもあるんじゃないかという不安が非常に高いものですから、その調査はどうなつていますか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。今回の防衛庁の事案を踏まえまして大臣の方から御指示がございまして、現在、情報公開法の対

象となります。国のすべての行政機関につきまして調査を始めたところでございます。情報公開法におきましては、総務大臣は各行政機関に施行状況の報告を求めることができることになっており、また、電算個人情報保護法におきましては、必要な資料、説明を求めることができることになっております。この根拠に基づきまして、今調査を始めたところでございます。

内容的には、情報公開法の開示請求に関するリストの作成の有無、それからリストを作成していた場合におきましては、その記載の内容及び管理の状況につきまして調べまして、情報公開法の施行事務を遂行するに当たりまして個人情報の保護が適切に行われているかどうかについて調査を進めてまいりたいと考えております。

先ほど防衛庁の方から御説明がございまして、法的には現在の電算個人情報保護法によって保護されておりますのは電算個人情報ファイルでございます。しかしながら、今日の個人情報保護強化の必要性にかんがみ、今抜本改正で法案を提出させていただいておりますが、紙等すべての個人情報、紙等すべてのものに記録された個人情報も対象に拡大をいたしていただくところでございまして、この情報公開法関係の個人情報につきましても、紙のリストも含めて調査を進めていきたいと考えております。

○八田ひろ子君 きちんとした調査の上に国会での審議も踏まえて、少なくとも再発防止対策というのをきちんとしたいただかなければならないというのを思うんですけれども、今、現行の個人情報保護法ですね、行政機関の、これは、紙がないから新しい方に入っているというふうに言うんですけれども、実際には今審議されております行政機関の個人情報保護法の中でも今回のような例を防止できるかというところではないんですかね。官による目的外利用の防止は、官の中だけで、罰則自身も官の中でやっている部分では罰則という形ではないはずであります。そして、そもそも

センシティブ情報の収集の禁止がありませんし、不正な収集に対する禁止事項というのもないわけ、結局、今回の事態に現行法では対処できない、こういうふうに言われておりますけれども、どうなんでしょう。

○国務大臣(片山虎之助君) 衆議院の方でもいろいろ御議論賜ったんですが、私は、現行法よりは相当進んでいると、こういうふうな思っておりますが、しかしそれじゃ今回のようなものは完全に新法で全く根絶できるかというところ、それはなかなか制度というものはそれは難しいんですよ。ただし、相当な抑止効果がある、私は、今後こういうことを踏まえて各関係の行政機関が考えるところ、こういうふうに思っておりますし、それから罰則のことがよく議論されるんですが、民間の場合もストリートで罰則じゃないんですよ。いろいろ注意をしたり警告したり命令を出したりして、悪質のものだけ罰則なんですよ。国家公務員の場合には、これは守秘義務についてはもうストリートに罰則でしょう。それから、その他については、法令遵守義務や上司の命令聞かない場合には、これはもう懲戒処分の対象ですからね。それからまた、犯罪の構成要件に該当するものはそれでこれはストリートに罰則が掛かるわけで、公文書破壊罪だとかいろいろなものがありますから、職権濫用だとか。

そういう意味で、いろんな議論をして今回の法律の構成を取っているんで、総合的に考えていただいて、後は運用をしっかりとやってこの種の問題が今後起きないように我々としても努力したいと思っておりますし、防衛庁の方では今十分な調査をおやりになって、それについてこういうふうな直していくんだと、こういうことだろうと思っております。今後、今、行政管理局長が言いましたように、各行政機関で調査をしたら、事例を集めて、問題があるようなところは是非それはやめてもらおうし、あるいは改善をしたら、こういうふうなやっつけていきたいと、こういうふうな思っております。

○八田ひろ子君 対処できないのは仕方がないというの、ちょっとそれは困るというふうに思っているんですよ。再発防止対策というのはいろいろあるけれども、不備が現実にあるわけですよ。私は、今年の八月五日からスタートすると言われております住基ネットなんですが、防衛庁、反省も何かからも今日の委員会では見られませんが、防衛庁もこの住基ネットからの情報の提供を受ける国の機関になっているわけですよ。これは非常に危険だというふうに思います。国民に十一けたの番号を付けて、全国民一億二千万人の情報が流されるわけですから、後から防ぎ切れませんでしたとか情報漏れがありましたとか、目的外の使用がありましたと、こういうふうでは取り返しが付きません。

いろいろ考えるというふうにおっしゃっているんですけども、少なくとも非常に不安が国民が大きくなっている住基ネットの八月五日の施行を凍結すべきだと思いますが、いかがでしょう。○国務大臣(片山虎之助君) その問題とまた必ずしも住基法、ネットワークの施行の問題は違うんですが、八田委員、コンピューター社会、ネットワーク社会なんですよ。そして、番号を付けるのがすべて悪いということじゃないんですよ。番号を悪用したり、目的外に利用したり、逸脱したりするのをどうやって止めるかということなんです。もうネットワーク、コンピューターやいろんなネットワークを全部やめてしまえば、昔のあれでやれというふうな議論につながるんですよ、そういうことは。

だから、我々はそのために今の住基法の中で完全に個人情報を守る仕組みを作っておりますし、技術的にもいろんなことで。しかも、これは国がやるんじゃないんですよ。そこが間違えになるんで、全部の地方団体が共同でやるネットワークで、国が一元的に情報管理なんて全く考えていませんよ。法律よく読んでくださいよ。そういうことなんで、これは法律がそういうことを決めてい

るんですから、八月五日に施行させていただきますと、

こういうことでございまして、それと今回の問題は別なんですから。

それから、対処できないから仕方がないなんて一言も言いませんよ。制度というのはいろんな形で完全に作っても、しかしそれでもあらゆるものがすべって一〇〇%、重箱の隅まで全部押さえられるということになるかなんかというのはいろいろ難しいところがあるんですよということを申し上げたんで、我々としては最善のものだと思ってる今の行政機関の個人情報保護法を出しているんで、その点は対処できない、仕方がないなんて、そんなことは言っていないんですよ。こつちが出した法案でできるだけ対処できるということであの法案を出しているわけでありまして。

○委員長(田村公平君) 八田ひろ子君、時間が来ております。既にオーバーしてあります。

○八田ひろ子君 はい。住基ネットの審議においては、この参議院では委員会の審議の途中で打ち切られて、実際に大きな問題があります。

防衛庁でいえば、この法律の別表一にちゃんと書いてあるじゃないですか、防衛庁も使うということ。

委員長、お願いしたいんですけども、この住基ネットについては……

○委員長(田村公平君) その前に、もう時間をオーバーしてしまいますんで、ルールを守ってください。

○八田ひろ子君 八月五日ですので、是非集中審議をしていただきますようお願いをして、終わります。

○委員長(田村公平君) 時間を守ってください。時間内で答弁はちゃんと切るようにしてください。

○渡辺秀央君 同僚議員のいろんな質疑を聞いておまして、なるべく答えないようにしたいと思うんですが、これ残念なかな、実は我が党自由党としては賛成しかねる立場なんです。これはもう一々申しません。言うならば、一貫性、そしてやはり根本的、抜本的な方向をしっかりと示して、特にこの地方税というのは地域住民の感度の非常

ると、そういうものもろの総合的な対応が必要
じゃなからうかと考えております。

〔理事景山俊太郎君退席、委員長着席〕

○渡辺秀央君 もう一つは、危惧されるのは、地
方自治体の首長さんがよく分かっているものだけ
ら温情的にいくことがどうもありはしないかね
と、そういうものがかなりのものになってい
ないかという危惧が一つある。

そうすると、正直者がばかを見るということに
もなりますから、そこら辺は、滞納の非常に多い
地域、極端に言うなら市町村、そういうものを資
料としては役所はお持ちですか。

○国務大臣(片山虎之助君) それはあると思いま
す。

○渡辺秀央君 いずれ一回見せていただきますが、
これは個別で結構です。

それから、最後に、時間もありませんので外形
標準課税について。

大臣、方向は決まった、いや、若松副大臣の担
当であることは分かっているんですが、片山大臣
に、この外形標準課税というのは私もかつて特に
商工関係をやっていたものだから、ずっと長い間
の議論なんです。外形標準課税とは言わずに赤字
企業に対する課税という、もう極端にはつきり
やった、当時は。しかし、中小企業あるいは中小
企業団体中心にして大変な反対でしたよ。だけれ
ども、当時、私どもが言っていたことは、いずれ
にしてもその地域でその恩恵に浴している。その
地域、いや、我々、赤字であつても従業員には給
料払っている、その従業員は所得税払っている、
こういう論法でした。

だけれども、ここまで来ますと、やっぱりさつ
きの、税のある程度の弾力化とは言わないが、自
立性、自主性ということを考えていったときに
やっぱり私はこの外形標準課税ということは避け
て通れないだろう。だから、今の内閣で議論され
ている、方向付けられたということ、私ども、
党としてのことはまだ最終的には態度を決めてい
ませんが、私は政治家として、個人としては非常

に共鳴するものが、共感するものがあります。そ
れはもう当然これから考えていくべきだろうと思
います。

この外形標準課税と言われることだけの、そし
てこの税が持っている性格とか、そういうこと
に対して大臣はどんなふうにか考えられますか。

○国務大臣(片山虎之助君) 何度も当委員会でも
御答弁させていただいておりますように、国の税
金は能力に応じて、応能ですね、地方の税金は地
方団体が行うサービス、受益に応じて払ってい
だくと、非常に地域との関係が深いのが地方税だ
と、こういうふうな思っております。今、法人
事業税は都道府県税の中で一番大きい税金です。

ところが、これは収益ですから、所得に応じる
税金ですから、赤字になると一切払わぬでいいと
ところが今、法人の七割は赤字なんです。三割
しか法人事業税を払っていない。したがいまし
て、景気によって物すごく取れたり取れなかつた
りしますから、都道府県の財政は非常に不安定に
なるんですね。

そこで、サービスは受けているんだから、黒字
でも赤字でも何がしかの負担をせよという
今、税の空洞化というのが一番大きい問題になつ
ておりますが、これからはやっぱりみんな少し
でも広く薄く公平に負担するというのが税の在り方
ではなからうかと。

そこで、今回我々が考えておりますのは、法人
の半分は所得、収益で、残りの半分について外形
標準を入れる。そこで、付加価値で入れますと
人件費のウェイトが高くなりますから、付加価値
は残りの三分の二を付加価値にして、三分の一は
資本、資本金の割合でやたらどうか。こうい
うことで、赤字の法人企業にも少しは負担して
もらう、それから、今三割の黒字の企業が全部を
かぶっておりますからそれは少し軽くしてやる、税
収は増やさない、税収は中立でやる、それが公平
であり、地方税にふさわしいし、地方団体にとつ
ては、都道府県にとつては安定的になると、こう
いうふうな考えております。これは大変長い間

旧自治省が主張してきたことなんです。

しかも、これをやりますと実効税率が約三%落
ちるんですね。そうしますと、今ほとんどアメ
リカと一緒にするけれども、まだそれでもほか
の低いところよりは高いじゃないかという財界の
方の議論があるので、外形標準をやることによつ
て、地方税としての法人事業税を安定化させなが
ら実効税率は落としていく、こういうことができ
るんではなからうかというの、今回の総理の税
制についての改革の中の二項目として経済財政諮
問会議で入れまして、政府税調の方に指示をさせ
ていただいたと、こういうことでございまして、
私としては、是非、経済団体や中小企業団体の納
得を得ながら、やっぱりサービスを受けているん
です。少しは負担してもらおう、薄く、そういう
ことで御納得をいただければ大変有り難いと、こ
う思っております。

○渡辺秀央君 それは同感ですね。七〇%も税金
払っていないという事業の在り方というのはやつ
ぱり異常ですよ、どう考えても。だから、それは
職業の自由とかそれはいろんなことが保障されて
いるにしても、それだけに、自由の保障されてい
る分の負担は私はあるべきだということに思いま
す。是非、政府におかれても議論をし、我々も
大いに議論をして、国民の合意を得られるように、
地方財源をやつぱりの確に適正に確保して、そし
てその地方の自治体の自立性を確たるものにして
いくべきであらうというふうに思います。

時間が参りましたので、時間内の委員長の御注
意もありますから、以上で、残念ですけれども、
終わりたいと思います。

○又市征治君 社民党の又市です。

今回の地方税法の改正案につきましては、国の
連結納税制度創設に伴って地方税への影響を遮断
するためのものだということでありまして、地
方財政の立場から、基本的に賛成を表明しておき
たいと思います。

その上で、国の一方的な措置によって地方税が
減額される仕組みがほかにもたくさんあるわけで

ありまして、今日はその点について質問をしたい
と思います。

まず一つ目は、租税特別措置による地方税の減
収額は全体で八千二百六十億円、こんなふうに言
われています。このうち、主に法人や事業にか
かわる減免はどんなものがあるのかお示しいた
だきたいと思ひます。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 地方税におきます非
課税等の特別措置に伴う減収の見込額につきまし
てのお尋ねでございます。

全体といたしましては、ただいま御指摘がござ
いましたとおり、八千二百六十億円でございます
が、そのうち法人住民税の減収額が七百三十億円、
それから事業税の減収額が千七百五十億円とい
うことでございます。

その主なものを申し上げますと、法人住民税に
つきましては、中小企業の投資促進税制、それか
らエネルギー供給構造改革推進投資促進税制、そ
れから医療用機器等の特別償却といったようなも
のが主なものでございます。それから、事業税に
つきましては、地方税独自のものとしたしまして、
社会保険の診療報酬の所得計算の特例に伴うもの
が九百億円となつておりますが、それ以外はただ
いま申し上げました法人住民税の場合と同様なも
のが影響しておるといふ状況でございます。

○又市征治君 しかし、なくもがなの制度もある
わけで、例えば医師の事業税の計算ですね。今、
減収額九百億円なわけですから、特例による地方
の減収額、今、八千二百六十億と、こう言われま
したが、その一割強、こういうことになります。
事業税の減収額一千七百五十億円に限れば、その
半分強を占めるわけですね。しかも、国税では優
遇が縮小されたのに、なぜかこの府県税では残つ
ているという、こんな状況にあります。

度々答申が出ているのになぜ改善がされないの
か、その点をお聞かせください。

○政府参考人(瀧野欣彌君) ただいま御指摘ござ
いましたとおり、事業税におきましては、社会保
険診療に係る収入につきまして、所得金額の計算

上、総収入金額などに算入せず、またその社会保険診療に係る経費につきましては必要経費に算入しないという形で、社会保険診療報酬については実質的に非課税という仕組みとなっているわけでございます。

この特例措置は、昭和二十七年にさかのぼるわけでございますが、議員提案によりまして創設され、現在に至っているものでございます。この特例につきまして、累次の政府税制調査会の答申におきましてその見直しを指摘されておるところでございます。十四年度税制改正に係る答申におきまして、「税負担の公平を図る観点から、速やかにこれを撤廃すべきであり、少なくとも段階的な見直しを図ることが必要」というふうになされております。

ただ、この特例措置につきましては、一つには、社会保険診療の公益性なり公共性に照らしまして一般の営利事業と同視することができないのではないかと、二つ目には、社会保険診療報酬の水準が不十分であるという考え方もございまして、こういった立場も考慮に入れて、これまで現在の制度が維持されてきたという実情にございまして、我々総務省といたしましては、税負担の公平を確保するという観点から、その見直しを図ることは適当と考えておるところでございますが、今後、保健・医療政策との関連も踏まえながら、引き続き見直しに努力してまいりたいというふうに考えております。

○又市征治君 お医者さんすべてがもうけているとは思いませんけれども、常識的に見て、今日お見えの委員の皆さん、全体的に見ても、税の負担能力のある階層にお医者さん方が属しているというところは、これはだれもが認められているんだと思うんです。古くからの宿題でもありまして、せめて国税並みに是正をされることを強く求めておきたい、こう思います。

次に、市町村税では租税特別措置による減収の大きなものとしては固定資産税があります。中でも、主として事業者に掛かっている償却資産への

課税を見ますと、国の租税特別措置によって一千三百十億円という大きな額が減免されていきます。この減免のリストも非常に多岐にわたりますが、特に多数の項目があつて額が大きいのが電気、鉄軌道、ガス、船舶関係などの課税というふうに見られます。

この一千三百十億円の内訳を示していただくこと、またこれについて改善の考えなりそういう余地があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 償却資産に對します固定資産税の非課税等特別措置についてのお尋ねでございます。

十四年度の減収見込額は、ただいま御指摘ございましたとおり、千三百十億円程度になつておるわけでございます。その主な内訳といたしましては、ただいま御指摘ございましたが、一般電気事業者の変電所なり送電施設に對する課税標準の特例で約四百二十億円、ガス事業用の償却資産に對します課税標準の特例で約百億円、公害防止施設に對します課税標準の特例で約百億円、それから国際路線に就航いたします航空機に對します課税標準の特例措置で約七十億円というふうなものが主なものでございます。

こういった非課税等特別措置につきましては、特定の政策目的の実現に資するため講じられておるというものでございますが、税の原則でございます公平、中立、簡素というふうな立場から見ますと、やはり社会情勢の推移を見極めながら見直しを行う必要があるというふうな考えでございます。特に、固定資産税は市町村の基幹税目でもございまして、広く土地、家屋、償却資産に課される税でございますので、特例措置の整理合理化というものを図る必要性は大きいというふうに考えております。これらを踏まえまして、平成十四年度の改正におきましても、償却資産に關する特別措置につきましては、五件の廃止、三十二件の縮減という見直しを行ったところでございます。

今後とも、固定資産税の性格なり個々の特別措

置が設けられました理由の今日的な妥当性というものを踏まえまして、引き続きこれらの措置の整理合理化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○又市征治君 個別の特別措置についてもう一つお伺いをします。これは総務省と財務省から、お尋ねをしたいと思ひます。

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制という項目がありまして、これによって事業税、つまり府県への減収影響が百十億円、また市町村民税への減収影響が五十億円あるわけですね。この特別措置は、財務省の「創設後長期にわたる企業関係租税特別措置」という、言わばいつまでも続いているのはおかしいという、こういうブラックリストにも載つておる、こういう中身ですね。昭和五十四年の創設でも二十年以上もたつておるという、名指しで改善を求められておりますけれども、この廃止あるいは地方税への影響を遮断する、そうした見直しについてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(石井道遠君) お答えいたします。今、先生御指摘になられましたいわゆるエネルギー税制と呼んでおるものでございます。これは昭和五十六年度に創設されたところでございますけれども、その意図するところは、いわゆるエネルギー対策の観点から創設されたものでございまして、我が国のエネルギーセキュリティの確保という観点、あるいは地球温暖化問題を始めといたします地球環境問題への対応等の観点から創設されて今日に至つておる制度でございます。

五十六年度に創設以来、もちろん社会情勢の変化等に対応いたしまして所要の見直しを行つてまいりました。平成十四年度税制改正におきましても、対象設備等の見直しを行いますとともに、設備の基準取得価格を引き下げました上で二年間延長するというふうな見直しを行いつつ存続してきものでございます。

今後の取扱いの問題でございますが、御承知のとおり、租税特別措置が公平、中立、簡素という

租税大原則の例外でございますから、絶えずその政策目的あるいは効果等を十分吟味いたしまして、真に有効な措置となるようにその整理合理化を行つていく必要があるというふうに考えております。したがいまして、このエネルギー税制につきましても、今申し上げましたような観点から今後ともその見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 地方税の課税におきましては、法人住民税の場合には法人税額が課税標準でございますし、法人事業税の場合にはその所得計算は法人税における所得計算の例によるというふうになされておりますので、制度上は、特に排除する規定を設けない限りは、国税の特別措置の影響は法人住民税、法人事業税に影響を与えざるを得ないシステムになつておるわけでございます。

そういったシステムの中で、特に排除するような規定を設ける場合でございますけれども、その判断基準といたしまして、国の租税特別措置の中にやはり地方税においても同様の取扱いを行うことが適当なものもあるわけでございますし、二つ目といたしましては、国の特別措置の影響を完全に回避しようとしたとしますと、先ほど申しましたようなシステムになつておる中で所得計算が非常に煩雑になりまして、納税者と課税庁双方に大きな労力とコストが負担されることになる、こういうふうな事情もございまして、基本的には、租税特別措置の取扱いといたしましては、法人税の取扱いに準拠するという考え方を取つておるわけでございます。

いずれにいたしましても、既存の租税特別措置に對しまして、エネルギー税制を始めといたしまして整理合理化の必要性は当然あるわけでございますので、そういった状況も見つつ、また地方税の税法体系の中で簡素な税法体系を作っていくという要請も踏まえながら対応していく必要があるというふうに考えております。

○又市征治君 私、今日、地方税の減収要因であ

午前十一時五十一分散会

六月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員の長時間労働の解決等に関する
請願(第二四七八号)(第二五六四号)

第二四七八号 平成十四年五月二十七日受理

国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願

請願者 東京都品川区小山台二ノ七ノ三

石川貞紀 外五十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第二五六四号 平成十四年五月二十八日受理

国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願

請願者 川崎市高津区久本二ノ四ノ四 姫

野崇範 外二十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

る国の租税特別措置について幾つかただしてまいりましたけれども、今、自民党政府が国税、地方税を含めて様々な増減税の案を出しておりますけれども、その多くは、景気へのこの入力を理由に企業減税や金持ち優遇税制を更に進める一方で、広く薄くという口実で大衆課税を強化する案となっているんじゃないか、このことを危惧するからであります。

しかし、現在の長い不況の出発点となったのは、消費税の引上げと医療制度の改悪という政府の政策の誤りによる国民大衆の消費や購買力の低下にあったことはもう今や明らかなんだろうと思います。法人減税は、例の恒久減税でもう十分にやられてまいりました。地方財政においても、その影響はいまだに毎年、三兆四千五百十億円、地方の慢性的な財政不足の原因に今なっているわけです。税制調査会でも、心ある委員から地方税の課税主体の自主性を強めるということが主張されています。

そこで、大臣に伺うわけですが、今回、単独立法したのですから、今後も租税特別措置の影響遮断ぐらいは大臣の提唱で法改正できるのではないかと、いうふうにも思うんですけども、地方財源確保の点から、是非その点については努力を願いたい、この点について大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 国もまける、地方も必要があればまける。しかし、必ずしも国と同じである必要はありませんね。今後とも、特別措置については十分審査してまいりたいと。

もう今、特別措置、多過ぎるんですよ。もつとこれを少なくして集中した方がいい、そういう議論を今、経済財政諮問会議でもしておりますので、今後、地方税もそういう方向でやってまいりたいと思います。

○又市征治君 終わります。

○委員長(田村公平君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

平成十四年六月十七日印刷

平成十四年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局